

※平成 24 年 4 月 20 日時点 第一次検討の結果であり、今後の協議の結果、変わることがある。

西条農業革新都市総合特区に関する論点シート 財政①

事業名	農商工連携による販路拡大・付加価値増強・品質向上	
優先提案	○	
提案事項の具体的内容	<p>(1) 首都圏や海外への販路を開拓することを目的に、葉物野菜の鮮度保持技術を開発する。</p> <p>(2) 農商工等連携対策支援事業の事業実施主体の要件にみなし大企業を追加する。</p>	
中小企業庁の見解	担当課	新事業促進課
	根拠法令	新事業活動促進支援補助金（農商工等連携対策支援事業）実施要領（平成 23 年 4 月 1 日 平成 23・03・29 財中第 4 号）
	対応	対応しない
	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件／代替案の内容とその妥当性・論点など	<p>「みなし大企業」を新事業活動促進支援補助金（※）の対象から除外しているのは、限りある中小企業対策予算を資金調達能力等が脆弱な中小企業者の支援に向けるという趣旨によるもの。</p> <p>一方で、農商工等連携促進法においては、「みなし大企業」も認定の対象としており、同法の認定を受けた場合、政府系金融機関の低利融資制度、中小企業信用保険法の特例等、補助金以外の支援措置を受けることが可能であり。補助金以外での支援も実施しているところ。上記の中小企業支援の趣旨も鑑み、資金的なバックアップ等が見込める「みなし大企業」を、本補助金の対象とすることは、政策的に対応不可能である。</p> <p>※新事業促進支援補助金（平成 23 年度予算約 31 億円） 農商工等連携事業計画、異分野連携新事業分野開拓計画、地域産業資源活用事業計画の認定を受けた事業者約 2300 件を対象に認定計画に基づいて行う新商品の開発等の取組に必要な費用の一部を補助。（平成 21 年度予算額 約 60 億円→平成 24 年度要求額 約 20 億円。）</p> <p>※みなし大企業の定義。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発行済株式の総数又は出資価額の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している者 ・発行済株式の総数又は出資価額の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している者 ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている者

※平成 24 年 4 月 20 日時点 第一次検討の結果であり、今後の協議の結果、変わることがある。

西条市の回答	対応	条件付き了解
	理由等	<p>今回、研究開発しようとする鮮度保持技術による輸送の長距離化については、大都市近郊と比較して流通面で劣勢となる地方都市において、首都圏や海外に対して積極的に市場開拓を行っていくための重要な取り組みである。今回の事業は、参画する大企業と地元 JA が連携して地域農業を活性化するものであるが、前回もご提案させていただいたが、「みなし大企業」という設定で一律補助対象外とするのではなく、地域の関与が十分であることを要件とすることで（JAの出資等）、ケース by ケースの弾力的な運用を改めてお願いしたい。</p> <p>なお、先日の対面協議において、農林水産省の「6次産業化推進整備事業」を適用させることが可能かもしれないとのご意見を頂戴したが、もし当該制度の適用が可能であるのならば、農林水産省サイドへお繋ぎいただき、当該制度を活用することが可能となることを了解事項とさせていただきたい。</p> <p>これからの一次産業分野は、省庁の枠組みを超えた横断的な取り組み体制が必要とされることから、「新事業活動促進支援補助金」と「6次産業化推進整備事業」のあり方だけでなく、地域で一次産業・二次産業（大企業を含む）・三次産業を掛け合わせた「総合6次産業」をいかにして創出していくかという観点から、今一度、各種制度のあり方をご検討いただきたい。</p> <p>※ 検討結果については、ぜひご連絡いただきたい。</p>
	事務レベル協議を希望するもの	希望しない
	内閣府（事務局）整理	<p>農林水産省への確認に当たり、指定自治体で補助を必要とする事業がハード整備事業であるかソフト整備事業であるか等具体的な事業内容を明らかにしていただきたい。その上で農林水産省の制度の対象となるかどうか当事務局から確認する。</p> <p>仮に農林水産省の補助制度の対象外である場合は、指定自治体の意向を踏まえ経済産業省と再度調整を行う場合があり得ることに留意されたい。</p> <p>また、現行各種制度のあり方については、経済産業省において今後も検討いただきたい。</p>
	内閣府見解	実現不可能なため、各省に対して深堀の検討を依頼するもの